



企業登録お申込み（FAX の場合）

下記 FAX 申込書にご記入いただき、ご送信ください。（お申込み内容を確認した後、担当より連絡を申し上げます。）

お 申 込 書	
貴社名	部署名
役 職	お名前
TEL	FAX
貴社住所（〒 - ）	
業 種	E-mail アドレス

※ 取得した個人情報は本事業でのみ使用いたします。 ● 個人情報管理者：株式会社イーブラネット 葛巻 豊 e-mail:privacy@eplanet.jp

企業登録お申込み（その他）

あいち UIJ ターン支援センターのホームページまたは電話にてお申込みください。

ホームページ

<https://www.uij-aichi.jp>

電話

☎052-308-4859

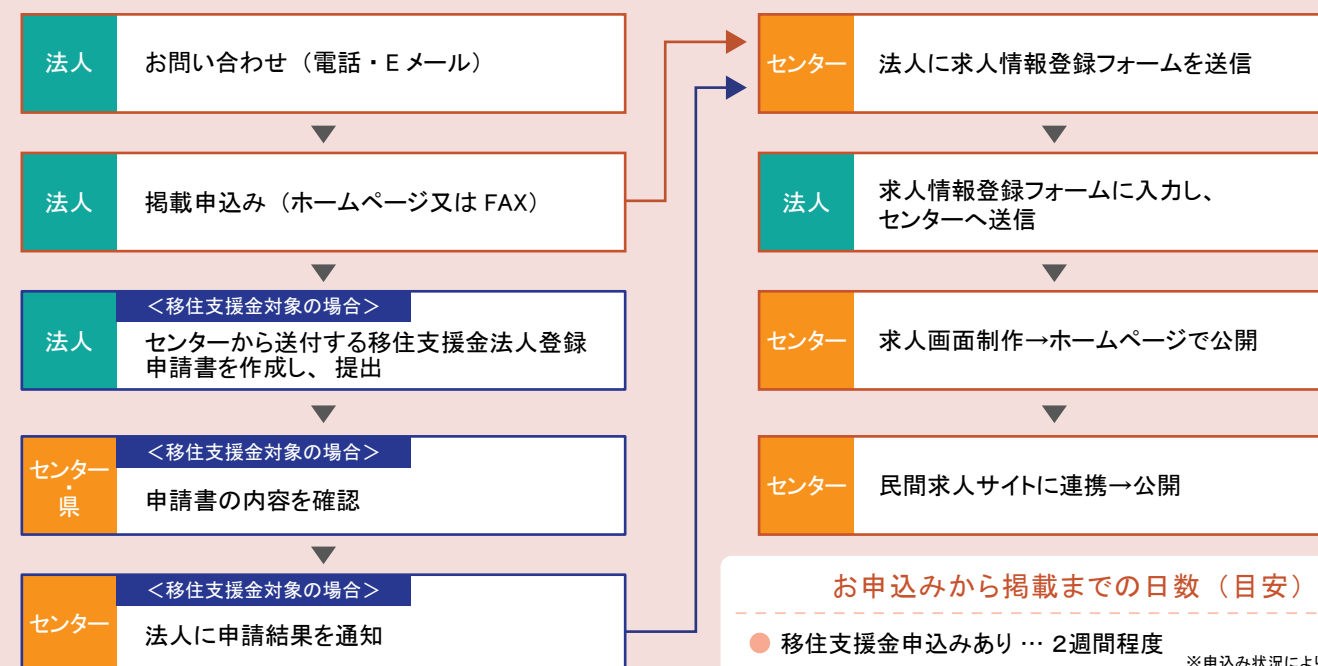


「企業向け」をクリック

下段の「申込みフォーマット」へ
入力ください。



〔企業登録後〕求人掲載までの流れ



お申込みから掲載までの日数（目安）

- 移住支援金申込みあり … 2週間程度
- 移住支援金申込みなし … 1週間程度

※申込み状況により、前後する可能性があります。

愛知県へのUIJターン希望者 〈新卒者・転職者〉の 求人企業を募集します！

利用料
無料

産業力日本一の
愛知で働く・くらす

あいち UIJ ターン支援センターでは、愛知県外の求職者で、
県内への UIJ ターンを希望する方に対し、個別相談や求人情報の
提供等の就職支援を行っています

愛知県は製造品出荷額等が46年連続 全国第1位（経済産業省「2023年経済構造実態調査」）

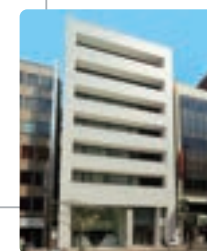
お問い合わせ先：あいち UIJ ターン支援センター

東京（新宿） TEL 03-3360-6297

名古屋 TEL 052-308-4859



- 月～土：10時～19時
※祝日・年末年始除く
東京都新宿区西新宿 7-1-12
クロスオフィス新宿 5F
- 都営大江戸線「新宿西口」駅
D5 出口 徒歩 1分
- JR 線ほか「新宿」駅
西口 徒歩 5分
- 西武新宿線「西武新宿」駅
徒歩 5分



- 月～土：10時～19時
※祝日・年末年始除く
愛知県名古屋市中区錦 3-15-15
CTV 錦ビル 6F イーブラネット内
- 「栄」駅 セントラルパーク方面
10A 出口 徒歩 2分



<https://www.uij-aichi.jp> ☎ info@uij-aichi.jp



あいち UIJ ターン支援センターは、
株式会社イーブラネットが愛知県より受託し運営しています。

あいちUIJターン支援センターでは、
以下のメニューにより、県内企業の人材確保をサポートします。



●掲載条件：愛知県内に事業所を有する企業（愛知県内の勤務地）で、正社員・無期雇用契約の求人募集を行う企業。全業種が対象となります。

ホームページで
企業情報を発信します

約2,400件掲載中！

ホームページに求人情報を掲載し、
UIJ ターン希望者に企業情報を発信します。
また、民間求人サイトと連携し、
当該サイトで貴社の求人情報が掲載されるようになります。
このため、より多くの求職者に企業をPRすることが可能です。



動画による企業紹介を行っています

企業説明会を動画で収録して求職者へ無料で配信します。
求職者はPC やスマホで視聴し、その後面接へと進みます。
動画の収録費用も無料です。
※随時、募集しております。



企業見学ツアーの開催

県外在住の求職者を対象に、愛知県内で企業見学ツアー
（1日に複数の企業を訪問）を開催します。
求職者と出会うチャンスです。

2025年 5月、6月開催予定



インターンシップの開催

県外在住の大学生等を対象に愛知県内企業の
対面及びオンラインインターンシップを開催します。
遠隔地での受講に対応した、オンラインでのインターンシップ
が人気です。オンラインシステム Zoom の貸出し、
オンラインでのインターンシップの方法等の支援も行います。

2025年 8月、9月、10月開催予定



人材採用支援セミナーの開催

企業経営者や人事担当者向けに採用に関わるセミナーを
開催します。

2025年 10月開催予定

さらに！以下の要件を満たす場合は、
移住支援金の対象法人としてご登録いただけます。

■対象法人になるメリットとは？ 東京圏の求職者が就職先を選ぶ際の後押しとなります。

■移住支援金とは？

東京圏への一極集中の是正及び地域の中小企業等における人手不足の解消を目的に、東京23区（在住者又は通勤者）から愛知県内に移住し、対象法人に就業した方に移住支援金を支給する制度です。

対象法人が
掲載する求人に
就職すると
移住者へ

愛知県内の市町村より支給いたします。
（対象法人の負担は有りません。）

単身で60万円

世帯で100万円

子ども 30～
一人あたり 100万円 ※

※下記の黄色またはピンクのマークのある市町村に転入した場合

対象法人の要件

以下の全てを満たす法人が対象となります。

- ①官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）※1でないこと。
- ②資本金10億円以上の法人（当該法人の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）でないこと。
- ③みなし大企業 ※2でないこと。
- ④本店所在地が東京圏 ※3（勤務地限定型社員を採用する法人を除く。）以外の地域、又は条件不利地域 ※4にある法人であること。
- ⑤雇用保険の適用事業主であること。
- ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
- ⑦暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。
- ⑧指定した以下の業種に該当すること（詳細はホームページでご確認ください）
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、不動産業・物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）

- ※1 独立行政法人や第三セクター、一部事務組合等の国又は地方公共団体が設立・出資割合に係わらず出資等している主体が含まれます。
なお、国又は地方公共団体が出資している場合は、株式会社や一般社団法人等も当該主体に含みます。
- ※2 「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人です。
・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人
- ※3 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
- ※4 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く。）、及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。

移住支援金対象者の主な要件

- <移住元> 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、かつ直近の1年以上、東京23区に在住、又は東京圏（条件不利地域を除く）に在住し東京23区へ通勤※していたこと。在住期間と通勤期間は合算できるものとする。
ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も修業年限を上限として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。
※雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。
- <移住先> 愛知県内の支給対象市町村へ移住した方で、転入日時時点で満50歳以下の方（移住支援金の申請時において転入後1年以内であること※）
※市町村により異なります
- <就業先> マッチングサイト※に移住支援金の対象として掲載する求人に新規就業した方 ※愛知県の場合は、あいちUIJターン支援センターホームページ
- <対象市町村> 下線のある市町村については、勤務地と居住地が同じ市町村である必要があります。
また、ピンクのマークのある市町村は子ども1人あたり100万円支給の対象地域、黄色のマークのある市町村は子ども1人あたり30万円支給の対象地域です。（2023年4月1日以降に移住した方）
名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、蟹江町※、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村（2025年4月1日現在）※1世帯当たり2人まで支給